

令和7年教育委員会 第2回定例会

1 日 時 令和7年2月20日(木) 13時30分開会 15時25分閉会

2 場 所 教育委員会庁舎1階 第1会議室

3 出席委員 教育長 中島正人
教育委員 小澤俊文夫
教育委員 黒田仁美
教育委員 吉田敬徳
教育委員 平井清子

4 欠席委員 なし

5 出席職員 教育部長 鈴木健介
教育部次長 野呂武志
学校教育支援室長 谷口剛
生涯学習課長 山澤亮司
図書館副館長 海藤久仁子
学校給食センター所長 山廣伸幸
教育総務課長 佐々木雅一
教育総務課総務係 高橋ありさ

6 傍聴人 なし

7 議 題

- 議案第1号 小樽市教育推進計画の改定について
- 議案第2号 小樽市子どもの読書活動推進計画の改定について
- 議案第3号 令和7年度小樽市教育行政執行方針について
- 議案第4号 教職員の人事異動の内申について
- 報告第1号 第2次小樽市文化芸術振興基本計画の改定について
- 報告第2号 日本遺産認定について
- 報告第3号 令和7年度学校給食費について
- その他 市議会第4回定例会について
寄附採納について

8 議 事

教育長 　ただ今から、教育委員会第2回定例会を開会いたします。
本日の会議の議事録署名委員に、吉田敬徳委員を指名させていただきます。
はじめに、お諮りいたします。

「議案第4号 教職員の人事異動の内申について」は、会議規則第13条第1項第2項により、「議案第3号 令和7年度小樽市教育行政執行方針について」は、同項第3号により、「報告第3号 令和7年度学校給食費について」は同項第5号により、それぞれ非公開とし、議事録については結果のみ記載することとし、最後に審議していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 　（異議なし）

教育長 　では、そのように進めさせていただきます。
それでは、「議案第1号 小樽市教育推進計画の改定について」の説明をお願いします。

議案第1号 小樽市教育推進計画の改定について

教育総務課長 　「小樽市教育推進計画の改定」について、御説明いたします。

本計画の改定内容については、11月の教育委員会定例会で、一度、御説明させていただき、教育委員の皆様から御意見をいただきました。

その後、社会教育委員会議、市議会の総務常任委員会、小樽市校長会にも内容を御説明しております。

本日、御審議いただく改定案につきましては、11月に御説明したものを皆様から頂いた御意見をもとに修正したものとなっております。

前回説明からの修正内容につきましては、2ページ以降に新旧対照表をつけておりますので、こちらで御説明させていただきます。

まず、計画の4ページ「1 施策項目の構成」の達成目標では、目標指標や目標値の見直しを行ったことの記載について御意見がありましたので、こちらに、令和6年度に本計画の見直しを行った際に、目標数値を超えているものについては、目標指標や目標数値の修正を行った旨、記載することとしております。

次に計画の9ページ「5 情報教育の充実」では、現状と課題や主な取組について、校長会から記載されていた大型テレビや実物投影機については、すでに使用することが当たり前になっていることから、削除しても良いのではないかと御意見があったことから、削除することといたしました。

次に、計画の24ページ「17 学校と地域の連携・協働の推進」では、主な取組で「コミュニティ・スクールの導入校に対し研修会を実施し」と記載しておりましたが、校長会から市内の全小中学校でコミュニティ・スクールが導入されているが、この表現ではコミュニティ・スクールを導入されていない学校があると受け止められる可能性があるとの御意見があったため、「コミュニティ・スクールの活動充実に向けた研修会を実施し」に修正しました。

また、達成目標の基準年度の数値が記載されておりましたが、令和5年度の数値を

記載することとしております。

次に計画の29ページ「21 学校運営の改善」では、達成目標の基準年度の数字を修正しておりましたが、理由の記載がなかったため、指標に合わせて修正した旨記載いたしました。

以上が前回説明内容からの変更点となっており、3ページ以降は今回の改定案となっております。

以上、御協議の程、よろしくお願いいたします。

教育長 本件につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

小澤委員 9ページの施策項目「5 情報教育の充実」のところで、達成目標も含めて内容はよろしいと思いますが、例えば達成目標の後半のところに「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合という文言に変更になっています。内容もこれでよろしいですけれども、「ほぼ毎日」ということの各先生方の受け止めが、どういう受け止めになるのか。「ほぼ毎時間」と受け止める方もいらっしゃるかもしれないし、5日間で「ほぼ毎日」1時間程度どこかの時間で使っているというふうに受け止めるかはそれぞれだと思うので、そのところは各学校でお話いただければと思います。また、この間、学校訪問などで見せていただくと、例えば1単位時間は小学校だと45分という時間の中で、課題解決のために、ICTやタブレットを使う時間が長くなり、友達同士やクラス全体で話す時間がなくなってしまう状況も時々お見受けすることがありました。この内容はこのとおりでいいですが、使う中で、1時間の展開を考える中で、効果的に使うという趣旨でこのあと展開されると思いますので、そのような点を御指導の時に特に強調していただくと良いと思います。

学校教育支援室長 今仰っていただきましたように、ICT機器を使うこと自体が目的になってしまふのでは本末転倒になりますので、効果的に使うということで、授業の中であまりにもそこに時間を費やしてしまい、最終的な締まりがなく、何が何だかわからないけれどもICTを使っていたということがないように、あくまでも授業改善の一環、それから学力をつける、知識、技能をつけるための道具として使うという形で指導させていただきたいと思います。

教育長 ここに書かれているわかる授業づくりを推進するためのひとつの道具として、きちんと活用はしていきましょう。その押さえを学校に説明して、校長会等で意味も含めてこれを示していくということがとても大切なことだと思います。すごく活用は図られてきているので、そういうところも踏まえながら御説明をしていただくようよろしくお願いいたします。

今後、教育推進計画はどのような形になっていくのでしょうか。

教育総務課長 今日、御審議いただきまして、皆様に御了承をいただきましたので、改定内容を決定しました。市議会第1回定例会にて、改めて完成版の改正版を御説明させていただく形になります。また、校長会の方にも周知します。

教育部長 改定内容を3月の校長会議で十分御説明させていただいて、各学校にもこれをお配りさせ

いただいて、これに向けて進めていただくということで3月の校長会で説明させていただこうと考えております。

教育長 他にございますか。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。
続きまして、「議案第2号 小樽市子どもの読書活動推進計画の改定について」の説明をお願いします。

議案第2号 小樽市子どもの読書活動推進計画の改定について

図書館副館長 「議案第2号 小樽市子どもの読書活動推進計画」の改定について御説明します。

11月に一度御説明しましたが、改めて改定のポイントのみ御説明いたします。

別紙の改定案の目次を御覧ください。全5章立ての構成となります。今回の改定のポイントとなるのは、第2章と第5章になります。3ページから4ページ、こちらの第2章「中間見直しにおける現状と課題」につきましては、中間見直しの概要、読書アンケート調査結果、指標となる7つの評価項目の進捗状況、ABCで達成度を示す評価結果、及び今後の課題という内容となっております。14ページの第5章「計画後期の新たな目標値について」は、7つの評価項目に対する評価の結果、新たに設定した目標値となっております。

その他の章は、変更がないものや、現行の機関の名称、数値、取組への変更などの軽微な修正となり、本文中、修正部分は朱書き・黄色の網掛けで表示しております。改定の概要については資料1を、見直し部分の比較については資料2の「新旧対照表」を後ほど御確認いただければと思います。

これまで、市立小樽図書館協議会、小樽市社会教育委員会議、小樽市校長会にて御意見を伺い、教育委員会第11回定例会にて皆様に御審議いただいたのち、12月開催の小樽市議会第4回定例会の総務常任委員会にて本改定案を報告しましたところ、読書アンケート調査結果や学校との連携事業内容などについての質問はございましたが、内容については特に御意見はございませんでした。

なお、今後につきましては、今回の御審議ののち、3月の小樽市議会第1回定例会の総務常任委員会で確定版を報告し、3月下旬開催予定の市立小樽図書館協議会にも報告いたしたいと考えております。

以上、本案について御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 先ほどもそうだったのですが、学校への報告もしていただいて、市立図書館と学校図書館が連携しながらより充実したものになるようによろしくお願いいたします。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第1号 第2次小樽市文化芸術振興基本計画の改定について」の説明をお願いします。

報告第1号 第2次小樽市文化芸術振興基本計画の改定について

生涯学習課長 「報告第1号 第2次小樽市文化芸術振興基本計画の改定について」御説明いたします。

この「第2次小樽市文化芸術振興基本計画」については、昨年11月の教育委員会定例会において、中間見直しを検討しているということで「改定案」をお示ししておりました。昨年11月の教育委員会定例会のあと、社会教育委員会議や小樽市議会第4回定例会の総務常任委員会での説明を経て、今月10日(月)に開催した「文化芸術審議会」において、最終案の審議をしていただき、了承を受けたところであります。

この間、各委員の皆さまからは、特に修正の御意見がなかったため、11月の教育委員会定例会でお示ししておりました「改定案」から変更のない内容で、今月、市長決裁にて本書のとおり改定計画を決定いたしました。

第2次小樽市文化芸術振興基本計画の改定についての報告は、以上であります。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第2号 日本遺産認定について」の説明をお願いします。

報告第2号 日本遺産認定について

生涯学習課長 「報告第2号 日本遺産認定について」御説明いたします。

日本遺産候補地域として、3年前から本認定を目指していた、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～『民の力』で創られ蘇った北の商都～」が、正式に日本遺産に認定されたので、御報告いたします。

これまで、複数の自治体で構成する「シリアル型」の日本遺産として、「炭鉄港」と「北前船」のストーリーが小樽市関連では認定されていましたが、この度、小樽市単独の「地域型」の日本遺産として、2月4日付けで認定されました。

市教委では、地域型の申請に必須となっている「歴史文化基本構想」を平成30年度に策定したという経緯や、先日、内覧会で御覧いただいた、旧日本郵船をはじめとした文化財関係が、日本遺産のストーリーを語る上で欠かせない構成文化財に含まれているということで、御報告させていただいております。

資料は日本遺産の認定証で、今月15日に京都で開催された式典で、市長が受領してきたものであります。日本遺産は、地域の魅力を発信するストーリーを文化庁が認定するもので、今回認定されたストーリーの概要と26件の構成文化財は、お手元の資料3ページ目から4ページ目のおりです。ストーリーの構成文化財一覧の中で、指定等の状況が「未指定」というのは、文化財として国や北海道、市の指定になっていないものの、ストーリーの中では欠かせないものとして位置付けられた建造物などがあります。

日本遺産の制度創設から今年で10周年ということですが、今回、「古代日本の西の都」という、太宰府天満宮などの文化財で構成された福岡県と佐賀県のシリアル型の日本遺産が認定取消しとなり、代わりに、候補地域であった本市の3年間の様々な取組と活動が高く評価され、今回、日本遺産として認定を受けたものになります。御参考まで、日本遺産担当で作成している資料、「解説集、小樽めし、たるたび、歴史探訪MAP」の4種類を机上配付させていただきました。

報告は以上であります。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

吉田委員 2点ほどお聞きしたいところがあるのですが、まずシリアル型のほうは8市との協同になるということで、他市との連携もできたかと思うのですが、今回は地域型ということで、小樽市単独となった時に、教育関係だけではないと思いますが、どのように日本遺産というものを活用していくかという計画があるのか教えていただきたいのと、子どもたちへの教育に対しては、何かに含めたり、関連付けたり、そういったことをお考えになられているのか教えていただきたいと思います。

生涯学習課長 直接の担当は観光振興室になりますが、どのように活用していくかという意味で、他都市と連携するシリアル型と違う部分としては、市の中で民間の方との連携を、観光だけではなく教育との連携を図りながらやっていくことになると思うのですが、今回評価された部分も、行政だけではなくて民間の方々が主体的にいろいろな取組をするようになった。例えば、過去であればまちづくりの講演会などは開かれていなかったけれども、今回この日本遺産を目指すことをきっかけにして、第三倉庫のあたりでイベントをやったり、まちづくりの講演会をあちこちで開くようになったりするような成果ができていったということが評価されているということもございますので、民間との連携という形の中で、今回の日本遺産の認定を活かした取組を広げていくものと思っているところです。子どもたちの教育というもの、日本遺産のいろいろな事業の中で、人材育成のプログラムみたいなものを事業としてやっていく予定になっております。

教育部長 特に子どもたちのというのは、先ほど言った地域連携型のプログラムが2つあって、まず先生方に、日本遺産がどのようなストーリーでどのような構成の建物があるかという研修会を開きたいと思っています。それを活用しながら、ふるさと学習に一致するところで、先生から授業を通して説明していただくというのを令和7年度で考えていきたいと思っています。

私がこちらに来る前に関わったものだから、3年前に1回落ちて、皆悔しい思いをしてストーリー立ても民の人も加わって協議会も立ち上げて、どのようなストーリーにするか、ストーリーがまずあって、小樽の古い良い建物だとかも含めて、1つの核になりながら、地域でこれを活用しながら、地域の人、子ども、そして観光客にもこれを見ていただいた上で、ただ古い建物を保存すればいいという話ではなく、活用して、見に来ていただいて、お金を落としていただいて、それがまた施設の修繕につながるという発想のもとで、国の方でこういった制度を作ったのです。104の登録があります。たまたま3年間のインターバルというか、候補地域という名前で3年前にピックアップされて、そのなかのいくつかを見て、小樽だけが選ばれて、104の総数を増やしていくという認識は国の方では無い。文化財なんかは古い建物で何も変わらないでしょう、そうではなくてストーリーもあって、それを地域が理解して、皆が理解して、循環型できちんとやっていますというのが高い評価を受けた。事務局の観光振興室では、この3年間、冊子を作ってPRするのはもちろん、民間の方も巻き込んで、講演会はもちろんですけれども、この26件の素材を説明できるような人材を育成する取組なども随時やってきました。そのトータルが評価されて今回認定をいただいた。これがまた6年後に入替え戦がありますので、1回落ちたところも可能性としてはないわけではない。そのためには引き続き小樽市内で関わって大事にして行ってPRする、活用する、外の人にもいろいろと紹介していく、こういった活動が6年間続いてキープだと言わないと今回太宰府で起きたようなことがあり得るということで、観光振興室ではこれをもって喜んでいるのではなくて、引き続き頑張りましょうというお話が出ています。

吉田委員 入替え戦があるというお話がありましたけれども、やはり今回で終わってしまうと数年後に落とされてしまうというのが一番懸念される場所だと思っていて、観光振興室が中心になって行くことだとは思いますが、教育委員会としてもできることはないのか、連携できることはないのかと思っていたので質問させていただきました。また、子どもたちという点におきましても、やはり直接教育委員会が関わっていくところだと思いますので、そういったところでは日本遺産に関して子どもたちに伝えていくことができるのかなと思っていました。先生方に対する研修会というのも資料で拝見したのですが、先生方だけではなくその先の子どもたちにも伝わるようにできれば、日本遺産というのは、日本でも数が決められている中で選ばれたということで、非常に貴重なものだと思いますので、こういったものだからこそ子どもたちにも重要性を伝えて、小樽にすごいものがあるのだというシビックプライドに繋げていければ、子どもたちの教育だけではなく街づくりにもすごく良い効果があると思っていましたので、ぜひ先生方にもお伝えいただきたいですけれども、子どもたちにも指導していただけると良いと思ひまして質問いたしました。

平井委員 同じような話ですけれども、私も小樽に来て3年目ぐらいになりますが、先日初めて日本郵船に見学に行きまして、こんなに素敵な建物があるのだと初めて知りました。正直、観光で例えば函館に行ったら、公会堂やら何やら見て回って、素晴らしいなって思うのですが、実際住んでいるとなかなか素晴らしいものに出会う機会がほぼなくて、子どもたちも、実際日本銀行の建物の中に入ってみたことがあるとか、そういったことが少ないのではないかと、思って、せっかくなので、難しいとは思いますが、例えば子どもたちが授業の一環でこういった建物があるのだというのを教えてあげると、その子どもたちが成長した時に、自分たちのふるさととこんなに素晴らしい場所なのだよといろいろな人に発信できるのではないかと思ひ、せっかくなのでそういう機会ができたらいいなと思って言いました。もし機会があれば考えていただければと思います。

教育部長 その点につきましては、各学年で、1年間通して授業の目的がいろいろあると思ひますが、今我々が予算化をして、校外学習費ということで、例えばバス代に使ってもらえるとか。今言った目的がそれぞれというのは、先生が引率で外に出て活動してもらっている中で、例えば博物館の本館に行っていたり、文学館・美術館でこういう建物があってこういう作品があって、それは学校ごとに学年ごとに目的できちんと決めていますので、その一つに日本郵船もあるのではないかと、思っています。それと、オープニングに合わせて校区の手宮中央小学校に見学していただきたいと思ひて進めているところです。各学校、各学年で担任の先生が計画して、校長先生の了解をいただいて、色内の下水道科学館を見に行っている経過もありますので、図書館にも調べもので行っている経過もありますので、その都度目的に合わせた活用がされるのではないかと、思っています。

平井委員 なかなかこういう日本遺産なんていうものは取れないものなので、それをぜひ活用していただきたいと思ひます。

教育長 他にございますか。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 まず先生方という狙いがありまして、授業づくりの中で、社会科や総合だけではなく、特別活動や遠足の際、先生方から子どもたちに語ってもらうなど、小樽自慢のためにはまず先生方自身が小樽の良さ、歴史、支えてきた人々、生き様について感じ取っていただき、それを授業に生かしていただきたい。そして授業を組み立てる中で、子どもたちに自らさらに小樽の良さを学んでもらう。そんな流れになっていくのが良いかなと思ひます。

いずれにしても、小樽というふるさとの魅力を感じて、誇りと愛着をもって、成長してもらおうというのが私たちの願ひでございます。

それでは、本件を終了いたします。

続きまして、その他の報告で「市議会第4回定例会について」の説明をお願いします。

その他 市議会第4回定例会について

教育部長 令和6年小樽市議会第4回定例会の概要について、御報告いたします。

表紙の次のページ、目次を御覧ください。12月9日と10日が代表質問、11日が一般質問、12日から16日までは予算特別委員会、17日が総務常任委員会の開催となっております。質疑の概要ですが、ポイントで御説明いたします。

1ページを御覧ください。12月9日の代表質問で、自民党の松岩議員から、議案についてとして、新総合体育館整備事業費についての質問です。①総事業費の財源の内訳についての質問で、教育長から、総事業費91億6,700万円に対し、国庫補助金が約31億407万円、市債が約57億6,450万円、一般財源が約2億9,843万円を想定しており、今後、北海道や国との協議により、決定されるものと考えているとの答弁をしております。

前回の定例会で例をあげて説明させていただきました。今回の予算特別委員会に財源等に関する質問がありますので、後ほど、質疑概要で説明いたします。

次に、②様々な意見を持っている市民に対して、今後どのように理解を求めていくのかとの質問で、教育長から、これまで市民説明会や広報おたるの特集記事などで周知に努めてきたところ、また、令和6年7月からは、「新総合体育館ニュースレター」を市ホームページに定期的に掲載するとともに、市役所や各サービスセンターで配布、次号は事業費について、建設費の財源内訳や市の実質負担など、分かりやすくお知らせする予定であるとの答弁をしております。続いて、1ページ下段ですが、4教育と児童福祉についてとして、(1)不登校への対応についての質問です。まず、①文科省の不登校の定義と市教委が児童生徒の欠席状況を把握する方法についてですが、教育長から、文科省では、不登校を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義していること、また、各学校は、児童生徒が傷病等により連続7日以上欠席、若しくは不登校等を理由として連続7日以上又は断続10日以上欠席した場合に欠席状況報告書を作成し、毎月市教委に提出しているとの答弁をしております。

2ページですが、②学校や市教委だけでは対応が難しい案件についての外部への相談状況については、教育長から、学校や市教委だけでは対応が難しい案件が発生した際には、警察や福祉などの関係機関に相談しているとの答弁をしております。③不登校が続く児童生徒に対する市教委の指針やこども家庭センターとの連携については、教育長から、市教委の不登校対策の指針では、安否確認ができない等の場合は、市の関係部署や、警察等への情報共有を行うこと、こども家庭センターとの連携については、必要に応じて情報を共有し、場合によっては、ケース会議を開催するなどしているとの答弁をしております。④市教委の指針について、状況に応じて他の機関と必ずしも連携しないこともあるのかなど、指針の運用の考え方については、教育長から、本指針は、本市として統一した対応を行うことで、不登校対策に効果的に取り組むために作成したものであり、児童生徒の安否が確認できない等の場合は、学校から関係機関へ相談や情報提供を行うよう示しているものであるとの答弁をしております。⑥一般的な学校への復帰の流れと、本件を受けた新たな対応策については、教育

長から、学校が、担任を中心に保護者との信頼関係を築きながら家庭訪問をするなどして学校に復帰したケースや、登校支援室に通い、学習意欲が高まり学校に復帰したケースもあること、本件を受けた新たな対応策は、各学校では、改めて本市の指針に基づいて、対応しているところであること、今後、学校と市教委、関係機関との情報共有や、速やかな連携の在り方を示したマニュアルを作成する考えであるとの答弁をしております。3ページです。(2)小規模児童養護施設についてとして、①本市では児童生徒の養育に不安を抱える保護者について、学校との連携をどのように行っているかとの質問で、市長から、こども家庭センターでは、当該児童等が通う学校と電話や対面での情報交換を行っており、必要に応じて、学校やその他の関係機関で構成されるケース会議を開催するなど、日頃から学校との連携を図っているとの答弁をしております。次に、4ページを御覧ください。12月9日の代表質問で、みらいの白濱議員から、eスポーツ振興についてとして、福祉、教育、街づくりの3つの観点で質問があり、そのうち(2)教育分野におけるeスポーツ振興についての部分を記載しております。まず、市教委では、eスポーツに関しては、研究はしていませんが、③これまでに市教委が関わったeスポーツの主なものについて示せとの質問で、教育長から、市教委の名義後援からの紹介として、令和5年度は、小樽青年会議所の主催で市内小学生102名が参加し、市内小学校体育館や商店街で、eスポーツ大会を開催。令和6年度は、大会実行委員会の主催で市内小学生101名、北後志5町村の小学生42名が参加し、市内小学校体育館や商店街、仁木町において、同様の大会が開催されているとの答弁をしております。次に、5ページですが、12月10日の代表質問で、共産党の小貫議員からの質問です。

1物価高騰対策についての(2)国の重点支援交付金の活用について(イ学校給食費の負担軽減)として、④給食費の公会計化ガイドライン公表後の市教委の検討状況についての質問で、教育長から、公会計化への切替えについては、収納管理システムの導入作業や食材納入業者との調整などに一定の期間を要することから、来年度の切替えは行えないが、市教委としては、公会計化は必須であり、早い段階の導入に向け進めてまいりたいとの答弁をしております。5ページ、⑤新年度でも給食費の保護者負担軽減を実施すべきではないか。無償化については2か月よりも延長を求める、⑥完全無償化に向け、検討に入ることが必要ではないか、との質問で、教育長から、記載のとおり、令和4年度からの交付金を活用した補助の実績や、新年度の交付金に関して答弁するとともに、完全無償化の場合、約2億8,500万円の財源を要することから、市単独での実施は難しいものと考えているとの答弁をしております。

7ページを御覧ください。12月10日の代表質問で、立憲・市民連合の高橋議員からの質問です。3市内で起きた事件に関して、(2)小学生の死亡事件についてとして、③亡くなった児童の通っていた学校における保護者や児童・教職員に対しての市教委の対応についての質問で、教育長から、市教委は、事件直後の登校日から、当該校へ2名のスクールカウンセラーを、この時点で延べ16回派遣し、児童や教職員との面談を行い、休み時間や給食時間などの子どもたちの様子を見守り、接し方などについて、教職員への助言を行っていること、今後も、学校の状況に応じて、スクールカウンセラーを派遣するなど、心のケアに努めていく旨、答弁しております。

次に、12月11日の一般質問で、共産党の松井議員から、2不登校支援についての質問

です。①学校や教育委員会以外で保護者が不登校などの相談ができる環境や相談先の情報発信について、市長は十分だと思ふかとの質問で、市長から、本市における相談環境や情報発信に関して、市民の方などから、特段の御意見が寄せられたことはなく、不十分であるという認識はないが、市民の皆さんが、こども家庭センターに、よりアクセスしやすくなるような環境づくりに努めてまいりたいと答弁しております。

次に、②不登校の保護者同士がつながる、いわゆる「不登校親の会」があることを、市教委が広く情報発信することはできないかとの質問で、教育長から、市教委が作成しているリーフレットに掲載することが可能かどうか、各団体と相談してまいりたいとの答弁をしております。③「小樽市いじめ防止基本方針」が改定され、多様な背景を持つ児童生徒に配慮した部分が追加され、人権教育の充実や、SOSの出し方に関する教育が盛り込まれているが、実際にどのように行われているかとの質問で、教育長から、小学校では保健の授業において、中学校では社会科の授業において、学んでいること、また、SOSの出し方に関する教育については、特別活動の時間において、学んでいることのほか、スクールカウンセラーを講師として、自分の心のコントロールの仕方や、不安定さに気付いた時の相談の仕方、悩んでいる人から相談された時の対処方法を学んでいる学校もあるとの答弁をしております。

次に、10ページを御覧ください。ここからは予算特別委員会の質疑概要となります。

まず、自民党の松岩議員から、新総合体育館整備事業費についてとして質問です。1つ目、新総合体育館整備事業費について、様々な意見を持つ市民に対する理解を広める工夫として配布しているニュースレターの配布状況について、新総合体育館整備担当主幹から、紙媒体を本庁舎と各サービスセンターに設置し、そのほか、総連合町会の定期的な会合で配られていること、また、市のホームページ、LINE、フェイスブック、Xによる配信も行っているとの答弁をしております。

次の段落、ランニングコストを改めて積算する時期についての質問で、設計が固まり次第、速やかに行うこと、時期としては、令和8年から9年度頃に積算したいとの答弁をしております。次の段落、様々な意見があるが、今後説明会などは実施する予定があるのかとの質問で、現在は、本事業は業者募集の段階に入っている。昨年度、基本計画を策定するにあたって説明会等を実施しているが、基本計画どおりに事業進行しており、市民説明会の開催については、今後、事業者が決まり、計画に動きが出た時点で、改めて検討していきたいとの答弁をしております。

少し飛びますが、11ページ下段、みらいの白濱議員からの質問で、入船公園（テニスコート等含む。）について、駐車場が不足しているのではないかといった趣旨の質問です。公園ですので、建設部の公園緑地課が、遊具広場、自由広場、野球グラウンド、駐車場を所管しており、教育委員会は、生涯スポーツ課がテニスコートのみを所管しています。駐車場の駐車台数は約30台で、特に、土日に、大会などがあると地域住民に迷惑がかかるということで、建設部から、駐車場の確保について検討していく旨の答弁がありました。

13ページ上段です。立憲・市民連合の高橋議員からの質問で、児童死亡事件についてとして、まず、報道による事件の経緯について、記載のとおり議員自身で経緯を説明し、相違点はあるのかとの質問で、学校教育支援室長から、父親に断られたということではなく、保護者から当該児童の体調不良等である旨の説明を受け、本人と直接会うことはできていなか

ったなどのほか、学校が保護者との良好な関係を保ちながら真摯に対応し、登校に向けた働きかけを行うことで10月15日と16日に、当該児童は通常どおりに朝から登校することができていたなど、学校からの報告に基づき、今年度に入ってから経緯を記載のとおり説明しております。14ページを御覧ください。上から2つ目ですが、現認についての質問で、学校教育支援室長から、家以外の場所で偶然会った場合でも現認したという形になること、現認は学校の教員でなければならないというわけではなく、市の職員や児童相談所の職員、警察、民生児童委員などのほか、医師などの関係機関の方が会うことができた場合も現認になるとの答弁をしております。14ページの下から2つ目ですが、安否確認ができない場合に、学校やこども家庭センターだけでなく、児童相談所と合同で家庭訪問をするなどで、一定の強制力を働かせることもできるのではないかととの質問で、こども未来部の母子児童統括支援担当主幹から、こども家庭センターには強制力がないため、児童虐待が疑われるなど緊急性が高い場合は、児童相談所に連絡して対応を依頼する。児童相談所は一定の権限を有しているので、強制力は働くと思われるとの答弁をしております。

次に15ページ、立憲・市民連合の面野議員から、補正予算（新総合体育館）についての質問です。

先ほど、1ページ目の松岩議員の質疑概要を説明の際に申し上げましたが、新総合体育館整備事業費の財源などに関連した質問です。下から2つ目を御覧ください。財源について、事業費の合計が91億6,700万円で、そのうち国庫補助金が31億、総事業費の約3分の1に当たる額が想定されているが、注釈に、補助対象事業費の2分の1（上限）の7割が配分される場合の額を示すとある。場合によっては満額配分になるという可能性があるのかとの質問で、新総合体育館整備担当主幹から、7割にした理由については、今回の積算に当たり、他市の状況や関係機関に聞き取りした状況から、満額配分されているケースはないということで7割と想定していること、制度上は、上限ということであれば満額配分も可能性としてはあるが、いろいろ調べた結果から、実態としては満額配分されることは難しいのではないかと考えているとの答弁をしております。

次に16ページの2つ目、配分が正確に分かるタイミングはいつごろかとの質問で、北海道等への聞き取りでは、国庫補助の内示については、毎年、国の予算の関係で変動するが、一般的には実際に補助をもらう年の前年度末の3月に内示があることが多いと聞いている。具体的には、令和8年度から補助を申請する予定になっているので、令和7年度の末頃に内示があると想定していること、補助申請は年度ごとに行うため、毎年、交付の申請と決定を受けるスケジュールとなると答弁しております。

次に、中段から、まとめて3つの段落ですが、どのような起債を使うか、起債と市債は同じ意味で使う役所言葉ですが、市債の種類、償還期間、元金償還が始まる年度と償還額についての質問です。

財政部行財政改革担当主幹から、本事業の起債は、現時点では過疎対策事業債を想定していること、償還期間は、中長期財政収支計画では30年間を想定していること、また、30年の償還期間となると、元金は5年間の据置期間があり、令和8年度から起債の借入れを開始し、令和14年度から元金償還が始まることになること、償還額の見込みについては、現在、見込んでいる起債額の合計57億6,450万円で試算すると、令和11年度に事業が

完了するため、令和17年度に事業全体に対する元金償還となり、年額は約2億3,100万円となると答弁しております。16ページ下段から17ページ上段です。国庫補助金は全額国負担で、過疎対策事業債は、後年度の普通交付税の算定基礎額にできる割合は70%とされている。二つの財源のこのような制度で仮定すると、実際に小樽市の実質負担額はいくらだと仮定できるのかとの質問で、財政部財政課長から、総事業費91億6,700万円のうち、現在、見込でいる国庫補助金や過疎対策事業債の元利償還金に対する交付税措置率を考慮した後の本市の実負担額については、約20億2,800万円を見込んでいるとの答弁をしております。最後の段落、国庫補助金が想定より配分が少なかった場合は、市債、過疎対策事業債でという話だったが、過疎対策事業債も希望よりも査定が届かなかったとなると、さらなる財源確保という部分では検討しなければいけないと思うが、現時点で、どのような方法が考えられるのかとの質問で、財政課長から、本市の要望額どおりに過疎対策事業債が割り当てられなかった場合の対応について、配分額を超える分については過疎対策事業債以外の借入れメニューへ振替を行う予定でいること、市債は借入れメニューによって、対象施設や後年度の交付税措置率に違いがあることから、体育館のほか、同じ年度に過疎対策事業債の活用要望を出している事業の中で、市にとって実負担額ができる限り少なくなるよう、どの事業を他の借入れメニューに振替するのか調整する必要があると答弁しております。

新総合体育館整備事業費の財源に関して、今回の松岩議員と面野議員からの質疑は、以上の内容でした。改めて、数値を含めて御説明いたしますが、まず、現時点で、単純に、新総合体育館はいくらで建てられるかというのは、総事業費の91億6,700万円となります。市役所の予算を家計で例えると、この91億円の買い物をするためのお金をどのように用意するのかとなります。そこで、まずは、国に補助金を申請し、いただいた金額は、そのまま予算として使えるので、市の負担が減ります。それが他都市の状況を調べると7割の配当ではないかと、その額で計算すると31億407万円になるという想定しています。

足りない分は、起債、市債、これは同じ意味ですが、それが約57億6,450万円、例えると住宅ローンです。残りは、一般財源といいまして、約2億9,843万円となります。市債にはいろいろ種類がありまして、一番有利なものが、市債の償還時に7割を国から交付税措置してもらえます。前回お話ししましたが、例えば、市債が1,000円で、その返済、償還時には700円を交付税措置してもらえますので実際の負担は300円となるもの、今一番使いたいというふうに思っています。

それで、実際の負担分300円というお話をしましたが、これを体育館の事業費でいうと、市債57億6,450万円の3割と一般財源2億9,843万円を足したものが、市の実質負担ですというのが、17ページ上段にある約20億2,800万円という話です。これは確定している話ではなく、今の想定としてはこれで動いているということです。

それでは、資料に戻ります。少し飛びますが、23ページを御覧ください。ここから総務常任委員会の概要です。まず、委員会の冒頭で、報告事項として、記載の①～④を報告しております。質疑ですが、公明党の白川議員から、1人1台端末（学校）の更新について、更新時に今まで使用している古い端末について、国からの事務連絡に基づき適切に処理することや、新しい端末の補助要件と購入台数などについての質問で、記載のとおり答弁しております。次に、24ページ中段、共産党の松井議員から、こどもの読書活動推進計画の改定に

ついでとして、計画の改定に関する事、学校司書と司書教諭、学校の蔵書についての質問、26ページ下段、不登校支援については、登校支援室の「ふれあいルーム」と「ふらっとルーム」、今年度から実施している校内教育支援センターについての質問で、それぞれ記載のとおり答弁しております。

28ページ、立憲・市民連合の佐々木議員から、総合博物館の鉄道関連の展示について、これは屋内鉄道模型に関するものと、屋外展示の電気機関車ED76について、PCBを除去したあと再展示を行いました、その財源とするためクラウドファンディングを実施したのですが、寄附金額があんまりかんばしくない状況でした。30ページ中段からは、閉校記念室に関する質問で、それぞれ記載のとおり答弁しております。

私からの報告は以上です。全てを説明しきれれておりませんので、資料を御覧いただき、不明な点があれば、御連絡いただければと存じます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了いたします。
続きまして、その他の報告で「寄附採納について」の説明をお願いします。

その他 寄附採納について

教育総務課長 寄附が2件ありましたので、御報告いたします。

1件目は、安部康子様から、市立小樽図書館に拡大読書器3種類5台74万7千円相当を御寄贈いただきました。2ページ目に写真をつけております。こちらは、亡くなった御主人が使用していたもので、図書館の備品拡充のために役立ててほしいとのことで、今回、御寄贈いただいたものです。

2件目は、小樽ユネスコ協会様から国際的視野を広げるための図書資料を拡充してほしいとのことで、市立小樽図書館に新刊図書13冊2万円相当を御寄贈いただきました。小樽ユネスコ協会様からの御寄贈は昭和49年から毎年続いており、今回で累計冊数は1,918冊となっております。

2月16日日曜日に図書館で贈呈式を行い、教育長名で感謝状をお渡しする予定です。
報告は以上です。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。

ただ今から非公開の審議に入りますので、報道関係者及び傍聴者の皆様には御退席をお願いいたします。

<非公開の審議開始>

議案第3号 令和7年度小樽市教育行政執行方針について

教育総務課長から、「令和7年度小樽市教育行政執行方針について」説明し、吉田委員から意見があったのち、全委員一致により可決した。

報告第3号 令和7年度学校給食費について

学校給食センター所長から、「令和7年度学校給食費について」説明し、小澤委員、黒田委員、平井委員から質問、意見があったのち、全委員一致により了承した。

教育長 それでは、ただいまから人事に関する案件の審議に入りますので、関係者以外の皆様は御退席をお願いいたします。

<部長・部次長・室長・教育総務課長以外 退室>

議案第4号 教職員の人事異動の内申について

教育総務長から、「教職員の人事異動の内申について」説明し、全委員一致により可決した。

<非公開の審議終了>

教育長 以上をもちまして、教育委員会第2回定例会を閉会いたします。